

第 1 章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画は、本市における介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、施策の方針と具体的な目標を定めるものです。

2. 法令等の根拠

老人福祉法第20条の8の規定に基づく、加賀市高齢者福祉計画及び介護保険法第117条に基づく加賀市介護保険事業計画を、一体のものとして計画を策定します。

高齢者福祉計画は、高齢者関連施策全般にわたる目標を定める総合的な計画であって、介護保険事業計画は、介護保険事業のサービスの種類と量を定める実施計画です。

3. 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画及び健康増進法の規定に基づく健康増進計画と整合性をとり、本市の総合計画（基本構想）に則して定めるものです。

本市では総合計画の趣旨に基づき、「一人ひとりの人権が尊重され、自然と文化と人の活力が調和した魅力あるまち」を「市民・事業者・行政が協働により」つくっていくことを、まちづくりの基本姿勢と位置づけ、以下の3つの基本方針をまちづくり推進の柱としています。

1) 協働と参画の推進

市民・事業者・行政が地域の課題解決に向けて、それぞれの立場を尊重しながら、知恵を出しあい、汗をかいていく協働と参画を進めます。

2) 信頼と協調の推進

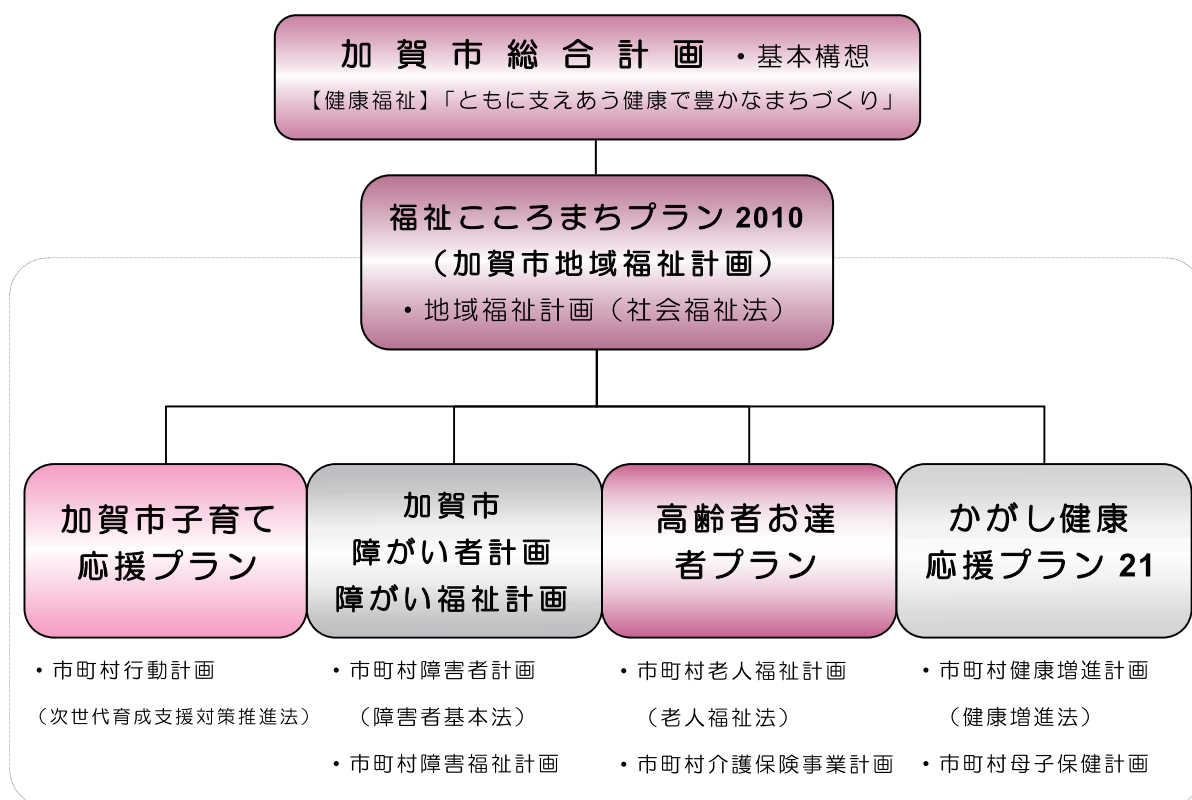
市民相互の価値観や生き方を認めあい新たな価値や個性を生み出すとともに、社会的身分・民族・信条・年齢・性別の違いや障害の有無による差別がない、ともに認めあえるまちづくりを進めます。

3) 効果的・効率的な行財政運営

人材の育成や業務の見直し、財政の健全化を進め、公正・透明で、効果的・効率的な行財政運営を目指します。

本市の健康福祉に関する体系については次頁の図のとおりです。また「加賀市住宅マスタープラン」、「地域交通基本計画」等の環境整備の取組みと連携し、「加賀市医療提供体制基本構想」との連携についても検討していくこととします。

（健康福祉計画体系図）



4. 計画期間と点検・評価

本計画は、第3期計画策定時に定めた平成26年度（2014）の目標に至る最終段階であると同時に、高齢化が本格化する平成27年度以降を見据えた取り組みを行う平成24年度（2012）から平成26年度（2014）までの3か年を計画期間とします。

18 年度 (2006)	19 年度 (2007)	20 年度 (2008)	21 年度 (2009)	22 年度 (2010)	23 年度 (2011)	24 年度 (2012)	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27～ 29 年度	30 ～ 32 年度
									超 高 齢 社 会 の あ る へ き 姿	
第 3 期計画期間			基本理念（26 年度目的）の実現への取り組み							
				第 4 期計画期間						
						第 5 期計画期間				
									第 6 期	第 7 期

本計画の推進に当たっては、計画である「Plan」から、事業の実施「Do」、成果の確認「Check」、次期計画の見直し「Action」までを、PDCA（Plan-Do-Check-Action）マネジメントサイクルにのっとり実行します。

第5期計画期間中に、加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会において、本計画の進捗状況などを点検・評価し、第6期計画の策定を行います。



5. 地方分権に係る介護保険法等の改正について

現在、国は「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ち満ちた地域社会」の実現を目指し、地域主権改革を進めています。

介護保険・高齢者保険福祉においては、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画・平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法も改正され、地域密着型サービス事業所の人員基準や設備基準に関し、条例で定めることとされました。

本市においては、その基準内容について高齢者分科会において意見を頂き、平成24年中に条例を定めることとします。